

天草市の農業の紹介

主な栽培品目

・天草市では、水稻から、野菜、果樹、花き、畜産まで幅広く農業経営が行われています。



早期米



天草晩柑



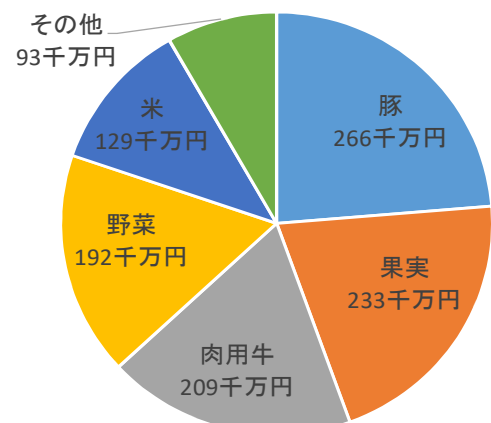
不知火



トルコギキョウ

農業産出額

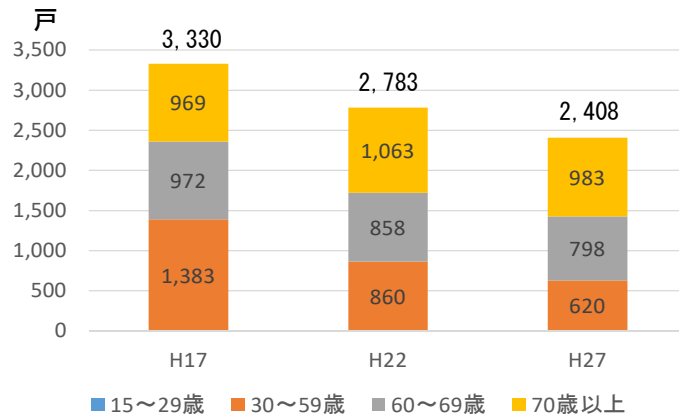
・平成30年の農業産出額は1,122千万円で、内訳は「豚」が24%、「果実」が21%、「肉用牛」が19%の順になっています。



農 家 数

・平成27年の販売農家数は2,408戸で、平成17年と比較して922戸減少しました。

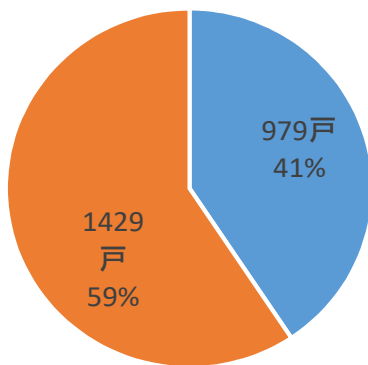
・70歳以上の割合は、平成17年は3割でしたが、平成27年は4割となっており、高齢化が進んでいます。



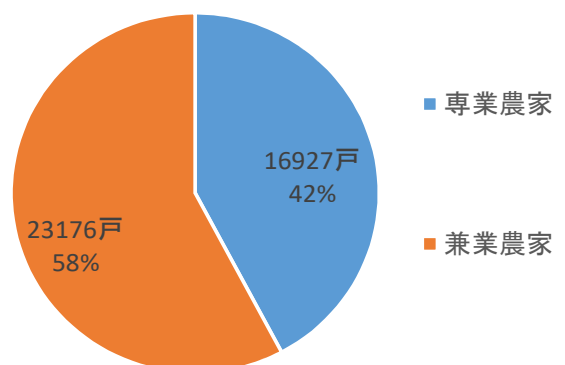
専 業 ・ 兼 業 別 農 家 数

・専業農家の割合は41%で、県全体とほぼ同じ割合です。

天草市（H27）



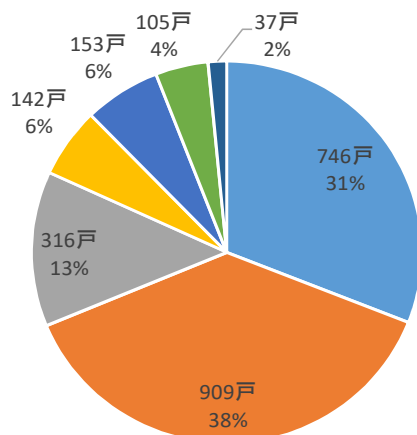
（参考）県全体（H27）



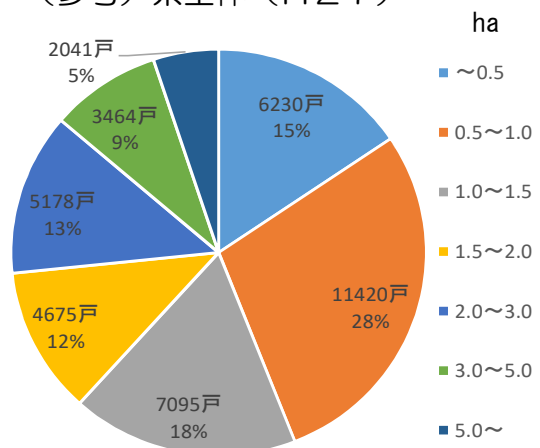
経 営 耕 地 面 積 規 模 別 農 家 数

・0.5～1.0haの農家が最も多く、県全体と比較すると経営耕地面積は小規模です。

天草市（H27）



（参考）県全体（H27）



新規就農チェック表

農業を始めたい

START!

農業だけで生計を立てたい
と思ってますか？

専業

兼業

実家で農業をやっている。

Yes

No

当面の生活費（100～300万円
程度）ある。

Yes

No

実家に就農地があり、
同じ作物を作りたい。

Yes

No

お試し農業体験 ・ 農業研修

A 新規親元就農

新たに家族または親族の
農業経営を継承

B 新規参入就農

移住または転職により新
たに農業経営

C 新規被雇用就農

集落営農法人で就農

D 新規兼業就農

兼業・パート労働で就農
セカンドライフチャレン
ジ事業？

天草市 農業振興課 新規就農者向け
— 令和3年度 補助事業のごあんない —

事業名	種類	要件	補助率等	対象者
（市単独事業） ①お試し研修事業	担い手育成支援協議会において最長3ヶ月間、受け入れ農家において農業体験		市担い手育成協議会：月12万円×3ヶ月 ※研修先農家への謝礼月1万円は研修生が支出	農業未経験者である新規就農希望者（移住希望者等）
（国事業） ②農業次世代人材投資事業	・準備型：50歳までに就農する予定の者が指定機関において研修する場合に最長2年間給付金を支給 ・経営開始型：50歳までに新たに就農した者に最長5年間給付金を支給		①準備型：年額150万円（最長2年間） ②経営開始型： 1～3年目 年額150万円 4～5年目 年額120万円	①準備型：研修受入機関の認定を受けること。 ②経営開始型：青年等就農計画の認定を受けること。
（市単独事業） ③新規就農者支援事業	①新規就農者給付金（準備型）：65歳までに就農する予定の者が指定機関において研修する場合に最長2年間給付金を支給 ②新規就農者給付金（経営開始型）：65歳までに新たに就農した者に最長3年間給付金を支給		①準備型：年額150万円（最長2年間） ②経営開始型：年額150万円（最長3年間）	①準備型：研修受入機関の認定を受けること。 ②経営開始型：青年等就農計画の認定を受けること。
	③親元就農者給付金（準備型）：65歳までに就農する予定の者が親元から経営継承するまでの最長1年間給付金を支給 ④親元就農者給付金（経営開始型）：国事業の給付金の対象とならない65歳までの親元就農について最長3年間給付金を支給	①準備型：親元の農業所得が250万円以下であること。 ②経営開始型：⑦親元から経営継承する場合は親元の農業所得が250万円以下であること、①親元とは別の経営体となる場合は原則10年間は親元からの経営継承を受けないこと	①準備型：市年額120万円（最長1年間） ②経営開始型：市年額120万円（最長3年間）	①準備型：30日間親元以外での研修を受けること。 ②経営開始型：青年等就農計画の認定を受けること。
	⑤新規就農者施設整備補助金 ハウス新設（中古ハウスの移設）及びハウス設置に伴う土地改良（暗渠排水設備、客土等）事業	中古ハウス設置については、移設費及び交換部品代（購入費用は対象外）	市50%。ただし、国県の補助金事業の採択を受けた場合は70%（上限500万円）	平成29年4月1日以後に新たに就農した者であって本市の新規就農に係る給付金を受給しているもの
	⑥セカンドライフチャレンジ事業 作物生産用簡易ハウスの新設、農業生産に係る資材、暗渠排水設備、客土等の土壌改良	ハウスは1戸当たり5aまで ※育苗、肥料農薬等の短期間で消耗する資材及び農道舗装用原材料等の直接農業生産活動につながらない資材は対象外	市50%	・認定農業者以外の定年就農希望者、兼業農業希望者、移住希望者等の小規模の農業経営から就農する者 ※JA等の技術指導体制及び出荷体制が整っていること。